

川崎市ふれあい館 子ども事業担当職員募集要項

～地域とともに・地域で・地域から～

こども・多文化・人権・地域をキーワードに、私たちと一緒に働きませんか？

1. こんな人を求めています

川崎市ふれあい館では、子ども一人ひとりの権利を大切に、誰もが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組んでいます。

- ・ともに生きる（多様性）：国籍や民族、文化、障害、性別などの違いを認め合い、尊重し合うこと。
- ・ありのままの自分でいられる（自由性）：子ども一人ひとりの思いや意思を尊重し、自分らしく過ごせること。
- ・安心・安全に過ごせる：子どもの心と身体の安全が守られ、安心して過ごせること。
- ・出会い・交わり・育ち合う：子ども同士、子どもと大人、地域の多様な人たちが関わり合い、ともに育ち合うこと。

こうした居場所づくりに意欲があり、人権を大切に、困難や生きづらさを抱える人に寄り添い、ともに歩みながら、差別のない地域社会づくりに取り組む方を歓迎します。

2. 川崎市ふれあい館とは

1988年に川崎市が設置した、桜本こども文化センター（児童館）と社会教育施設の複合施設で、社会福祉法人青丘社が運営しています。在日コリアンをはじめ、多様な文化的背景をもつ人々が暮らす桜本で、子どもから高齢者までが出会い、ふれあい、差別のない、ともに生きる地域づくりをめざしています。

3. 業務内容

ふれあい館・桜本こども文化センターの子ども関係業務全般。子どもの居場所づくり、日常の遊びや活動の支援、子どもの権利を大切に、事業の企画・運営、保護者や地域住民との連携、施設運営に関わる業務など。

4. 募集期間

随時募集（採用者が決まり次第、募集を終了します）

5. 勤務条件・待遇

- ・雇用形態：常勤職員・非常勤職員。勤務日数や勤務時間などは相談に応じます。
- ・給与：青丘社の給与規程による。参考：大卒初任給 月額 250,000 円程度（諸手当込み・経験加算別途あり）。
- ・諸手当：住宅手当・扶養手当・通勤手当・時間外勤務手当等（規程による）。
- ・賞与：年 2 回（6 月・12 月）。2025 年度実績：年間 3.9 か月。
- ・勤務時間（常勤）：午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分（休憩 45 分）。週 1 回程度、午後 9 時までの夜間勤務あり。年に数回程度、日曜・祝日勤務あり。
- ・休日・休暇：週休 2 日制（ローテーションによる日曜・祝日勤務あり）、年末年始休暇、年次有給休暇、慶弔休暇等。
- ・福利厚生：社会保険・雇用保険・労災保険等（加入要件による）。
- ・試用期間：採用日から 3 か月（就業規則第 11 条）。試用期間中も給与は全額支給。
- ・※上記の勤務条件・待遇は主に常勤職員の内容です。非常勤職員については勤務日数・時間等に応じ個別にご案内します。

6. 応募方法

次の①②を川崎市ふれあい館まで郵送またはメールで提出してください。

① 履歴書（職務経歴を含む）

② 小論文（1,000 字以内）

課題：「子どもの権利を大切にしたい子どもの居場所づくりの役割と、そこに関わる職員が大切にすべきことについて述べてください。」

7. 選考・結果通知

第一次選考：書類審査。応募書類の到着確認後 1 週間以内に、可否にかかわらず本人に通知します。

第二次選考：第一次選考合格者への面接（人物や考え方、子どもや地域との関わりについて）。日時は相談のうえ設定し、川崎市ふれあい館で実施します。面接後 1 週間以内に、可否にかかわらず本人に通知します。

8. 問い合わせ・応募先

〒210-0833 川崎市川崎区桜本 1-5-6 川崎市ふれあい館

電話：044-276-4800 メール：fureaikan@seikyu-sha.com

担当：館長 崔江以子（ちえ かんいちゃ）、鈴木

※応募時にお預かりした個人情報は、個人情報保護法に基づき採用選考に必要な範囲で利用します。応募書類は返却いたしません。